

## 市長あいさつ（大雪関連）

本日は、あいさつに先立ちまして、まず、この大雪の対応につきまして、ご報告させていただきます。

今回の大雪の対応につきましては、15日（土）の早朝に、災害対策本部の設置を決定し、本日までの間、6回の本部会議を行い、さらに、随時、関係本部員を集めての会議を行う中で、その対策に当たってまいりました。

この間、大雪のため15日（土）から孤立し、復旧の目途が立たない、広川原地区の住民3名、馬坂・広川原地区の除雪に向かい雪崩で足止めされていた丸山工務店の3名、及び丸山地区の住民1名の計7名につきまして、佐久広域連合消防本部、長野県等の関係機関との連携を図り、県の消防防災ヘリにより、昨日、無事救出されました。

次に、市民生活に影響を及ぼす幹線道路の除雪の状況ですが、市内の事業者に委託しております除雪作業が、追いつかないこともあり、阿部長野県知事を通じて、自衛隊の派遣を要請し、17日（月）・18日（火）の2日間、市内幹線道路の除雪作業を行っていただきました。

また、主要幹線であります国道141号ですが、  
渋滞緩和に向けた関係機関との調整により、昨日までの  
段階で、跡部交差点から、長土呂東交差点までの小諸方面  
に向かう車線につきましては、1.5から2車線分の幅員  
が確保されました。

さらに、市民の皆さんの除雪を支援するため、  
市内11か所に雪捨て場を確保いたしました。

次に、市立小中学校の状況ですが、17日（月）から  
本日までの3日間、臨時休校とし、市内公立保育園につき  
ましては、22日（土）まで、自由登園といたしました。

その他、ごみ収集作業も、今週末まで、中止とせざるを  
得ないなど、今回の大雪は、本当に市民生活に大きな影響  
を及ぼしておりますので、市民の皆様が、混乱をきたさな  
いよう、引き続き、的確な対応に努めてまいりたいと考  
えております。

なお、詳細につきましては、（6）「その他」の中  
でご質問をいただき、それに対するお答えをそれぞれ所管部  
長からさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、改めまして、ごあいさつ申し上げます。

## 定例記者会見 市長あいさつ・説明

平成26年2月19日 午後3時30分～  
佐久市役所 全員協議会室

報道関係の皆様には、大変お忙しい中、定例記者会見にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の記者会見は、

佐久市議会「第1回定例会」に提出する議案の概要を中心に、ご説明を申し上げたいと思います。

はじめに、今回提出する議案でございますが、

**資料1**のとおり、条例案11件、事件案8件、  
予算案23件、合計42件でございます。

時間の制約もございますので、42議案のうち、

条例案2件、予算案2件につきまして、概要を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、8ページをご覧ください。

**議案第9号、「佐久市商工業振興条例の一部を改正する条例の制定」**につきましては、更なる企業立地の促進を図るため、補助事業の対象業種を追加するとともに、補助メニューの新設等を図るため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

**議案第10号、「佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の制定」**につきましては、中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジ、及び佐久南インターチェンジ出入口から、半径300メートルの地域において、地域の良い環境の形成及び保持のため、制限すべき特定の建築物の用途の概要を定める特定用途制限地域を決定するに当たり、建築基準法に基づき、当該建築物の制限について定めようとするものでございます。

続きまして、**予算案**について申し上げます。

20ページをご覧ください。

**議案第21号「平成25年度一般会計補正予算（第8号）案」**について申し上げます。

歳入歳出それぞれ23億7,225万7千円を減額し、454億8,123万円にしようとするものでございます。

今回の補正は、歳入では、事業実施に伴う国庫支出金、県支出金および地方債の補正などがございます。

歳出では、事業費の確定または、確定見込による事業費の減額および基金利子の積立等のほか、国の補正予算による事業の前倒し実施に伴う補正などがあります。

また、歳入および歳出の状況から、基金繰入金などの減額を行うとともに、今後の施設整備に備えて「小中学校施設整備基金」への積立を行っております。

詳細につきましては、21ページから25ページのとおりでございます。

また、26ページから31ページの、  
第2表・繰越明許費、第3表・債務負担行為補正、  
第4表・地方債補正につきましては、説明を省略させていただきます。

補正予算の概要につきましては以上でございます。

.....

次に、平成26年度当初予算（案）の概要について申し上げます。

**資料2** の「当初予算(案)の概要」により、説明をさせていただきます。

はじめに、「予算編成の基本的な考え方」につきまして申し上げます。

1ページをご覧ください。

ページの下段にイメージ図を記載してございますが、  
平成26年度当初予算(案)は、第一次佐久市総合計画を  
指針といたしまして、合併特例期間の終期を見据えた  
「新たなまちづくり」の仕上げに向けたものでございます。

新しい「佐久らしさ」を追求した施策展開にチャレンジするため、戦略的に取り組む「5項目」を重点施策に位置付け、次世代へ過度な負担を残すことがないように、財政の健全性にも留意して編成をいたしました。

資料2ページをご覧ください。

「当初予算(案)の規模」でございますが、一般会計の当初予算(案)の総額は、471億円で、前年度当初予算との比較では、12億2千万円、率で2.7%の増となりました。

特別会計（12会計）の予算(案)の総額は、369億3,861万9千円で、前年度当初予算より、約45億円、率で13.9%の増となりました。

なお、平成26年度より「環境エネルギー事業会計」を新設いたしました。

.....

3 ページをご覧ください。

当初予算(案)の特色を4点申し上げます。

まず、1点目でございますが、

「合併による【新たなまちづくり】の仕上げに向けた取り組み」でございます。

合併特例措置が平成28年度より段階的に終了となりますので、財政支援措置を有効に活用いたしまして、教育施設をはじめ、新佐久市の都市基盤整備の仕上げに向け、継続する大型事業を着実に進めてまいります。

2点目といたしまして、

「5項目の重点施策における主要事業の取り組み」でございます。

【1項目め】といたしまして、「世界最高健康都市の構築」でございますが、10万市民の皆様が、いきいきと暮らせるまちを目指してまいります。

特に、20年後、30年後も世界に誇れる「健康長寿のまち」であり続けるため、「新しい保健」への取り組みをスタートいたします。

「新しい保健」への取り組みにつきましては、この後、別項目で詳細の説明をさせていただきます。

4 ページをご覧ください。

【2項目め】、「安心安全な子育て支援」では、小中学校、保育所の施設等の整備などハード面への大きな予算配分のほか、ソフト面においても配慮をいたしました。

新規事業といたしまして、「オールマイティ1年生事業」等がございます。

【3項目め】、「地域経済の活性化」では、力強い産業が育まれることを目指した各種施策の充実ほか、新たに、農政関係では、「耕作放棄地対策」、学校給食と連携した「地産地消の推進」、商工関係では、「空き店舗、空き工場対策」に取り組むほか、引き続き企業誘致にも力を入れてまいります。

【4項目め】、「交流人口の創出」では、北陸新幹線金沢延伸への対応を重点施策と位置付け、観光宣伝事業等を拡充するほか、新たな取り組みなど、様々な施策展開によりまして、交流人口の創出を目指します。

「交流人口の創出」関係につきましては、この後、別項目で詳細の説明をさせていただきます。

5 ページをご覧ください。

【5 項目め】、「徹底した情報公開による市民参加型市政の実現」では、市民の皆様が、まちづくりの主人公のまちを実現いたします。

次に、大きな3 点目、「新佐久市誕生10 周年記念事業の取り組み」でございます。

平成27 年4 月1 日を「新佐久市誕生10 周年記念日」といたしまして、前後6 ヶ月間、1 年間にわたり、佐久市の次のステップへつながる記念事業等を展開いたします。

4 点目といたしまして、「事業の検証と見直しへの取り組み」でございます。

予算要求に当たりまして、「外部評価」の結果を有効に活用し、現状の課題に的確に対処できるよう事業の検証と見直しに取り組みました。

今回は、4 事業において、事業の拡充を図りました。

以上、当初予算(案)の4 点の特長を申し上げます。

次に、9ページをご覧ください。

主な施策につきまして、新規事業を中心に総合計画の6項目の基本構想の柱に沿いまして、その概要を申し上げます。

まず、「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」でございます。

3番、「芸術文化育成・普及事業」は、文化振興基金の運用益を活用いたしまして、劇団「四季」のミュージカル公演を市内の小学校6年生を対象とした無料公演と、一般の皆様を対象とした有料公演を開催いたします。

6番、「オールマイティ1年生事業」は、「ドラえもののひみつ道具」からヒントを得たものですが、小学校入学という家庭から外の世界へと第一歩を踏み出した子どもたちの知的好奇心や探究心を更に育む手助けとして、市の所有する施設を中心に、年間を通じて無償で利用できる「オールマイティ・パス」を創設するものであります。

なお、市内に限らず、全国の小学1年生を対象とするものであり、交流人口の創出にも繋がるものと考えております。

10ページをご覧ください。

7番、小中学校県大会等参加支援事業は、これまで保護者負担となっておりました学校活動としての東信大会・県大会のバス借上料を公費負担とするものです。

8番、小学校社会科見学新幹線利用助成事業は、市内小学4年生の長野市への県庁等社会科見学到新幹線を利用する際に新幹線代を助成するものであります。

11から13番は、移住交流推進関連事業ですが、12番の「移住促進住宅取得等支援事業」は、移住者への住宅取得、並びに新幹線通勤等に対しまして補助金を交付するものであります。

11ページをご覧ください。

26番「読書通帳事業」ですが、市立図書館での読書履歴を通帳記帳により、管理できるシステムを導入するものであります。

市内の中学生までは、通帳を無料交付いたします。

1 2 ページをご覧ください。

2 7 番は、更なるスポーツの普及、振興を図るため、法人化を視野に入れた体育協会の組織体制整備を支援するものであります。

次に、「ネットワークで築く地域の個性・特色を生かした多機能都市づくり」でございます。

引き続き、社会資本整備総合交付金等を活用いたしまして、地域内幹線道路等の整備を進めてまいります。

1 3 ページをご覧ください。

1 2 番「佐久南地区地域間交流拠点整備事業」でございますが、佐久南インターチェンジ周辺における中部横断自動車道のサービスエリア的機能を持った農業振興に資する拠点施設を整備するものであります。

1 4 ページをご覧ください。

新幹線関連でございますが、1 6 番は、佐久平駅へ大型バス専用の駐車場の整備、1 7 番は、中南信方面の佐久平駅

利用者の利便性向上のため、振興公社の管理する駐車場を提供するための事業であります。

次に、15ページをご覧ください。

「100万経済圏を目指した産業基盤の強化と新たな産業の創出」でございます。

まず、佐久市の基幹産業でございます農業に関する新規事業を3項目説明いたします。

1番は、農地の耕作放棄地の発生を予防するため、再生作業や管理作業を支援するものであります。

2番は、モデル事業として、浅科・望月地区で実施いたしますが、学校給食センターに地元食材を提供する学校給食応援団と給食センター間のマネージメントを委託いたします。

3番は、自然災害などに備え果樹共済への加入を支援するものであります。

5番は、ふるさと納税の取り組みですが、納税いただいた皆様に対しまして、佐久市の特産品のモニター等をお願いするものであります。

16ページをご覧ください。

10番、11番ですが、市内の空き店舗、空き工場等の活用を支援するものであります。

そのほか、企業誘致、北陸新幹線金沢延伸を見据え、観光宣伝事業等にも、引き続き力を入れてまいります。

17ページをご覧ください。

「みんなが生涯現役で住みよい健康長寿のまちの形成」で  
ございます。

1番は、医療・健康・福祉による「臼田まちづくり事業」ですが、今年度から、地域交流センターの整備を進めてまいります。

4番は、旧南佐久郡の町村で臼田の稻荷山にこんりゅう建立いたしました戦没者慰霊碑を改修するものであります。

旧南佐久郡の町村で負担金を支出してまいります。

18ページをご覧ください。

9番は、将来にわたり世界に誇れる健康長寿都市であり続けるため、新しい視点による保健活動の取組みであります。主な事業を掲載してありますが、

9番の②、「コウノトリ支援事業」は、対象に不育症を加え、補助率、上限額を拡充するとともに、これまで同様に、所得や年齢制限は設けておりません。

9番の④⑤、「基本健診・個別健診」では、任意受診の若年層の自己負担額の軽減を図っております。

9番の⑥、「生れてくる赤ちゃんのための風しん予防接種事業」は、抗体検査により、予防接種が必要となった場合、その費用の一部を負担するものであります。

9番の⑦、「小中学生の健康管理事業」は、学校血液検査に血糖値検査を加えるとともに、正しい歩き方・走り方教室による運動習慣意識の向上を図ろうとするものであります。

先程も申し上げましたが、「新しい保健」の詳細につきましては、この後、別項目として説明をさせていただきます。

19ページをご覧ください。

12から16番は保育所、児童館関連事業ですが、望月地区、平賀・内山地区の2か所の新保育所建設、保育所施設の老朽化の進行に伴う、今後の施設整備のための基金造成、仮称ではありますが佐久平浅間児童館の建設を進めてまいります。

17番は、チャイルドラインの設立を支援する事業であります。

20ページをご覧ください。

次に、「水と緑きらめく自然と共に生きる快適環境の創出」でございます。

1番の「太陽光エネルギー普及事業」は、これまでの補助制度を見直し、新たな補助制度として、住宅用・企業用等の設置者に対する支援であります。

5番、「特定外来生物実態調査事業」は、環境基本計画に基づく生息状況の調査を実施するものであります。

8番、「公園等砂場環境整備事業」は、砂場用清掃機を購入いたしまして、公園のほか、保育園、小中学校等の公共施設の砂場の清掃を行うものであります。

21ページをご覧ください。

ごみ処理関係事業では、新たに使用済み小型家電の回収のほか、引き続き、新クリーンセンターの整備を進めてまいります。

22ページをお願いします。

最後に「市民生活の安全確保と市民満足度の向上」でござい

ます。4番、「災害時避難行動要支援者台帳整備事業」は、災害対策基本法に基づく台帳作成のためのシステムを構築してまいります。

8番の「佐久っと支援金」と次ページ9番の「駒の里過疎対策プロジェクト支援金」は、それぞれ上限10万円の少額補助枠を新設いたします。

16番は、新佐久市誕生10周年記念事業のひとつといたしまして、デザイン公募によります「原動機付き自転車等のオリジナル・ナンバー・プレート」を製作いたします。

24ページをお願いいたします。

19番でございますが、公共施設マネジメント基本方針に基づき、仮称ではございますが公共施設再配置計画を策定いたします。

以上、平成26年度の当初予算(案)の概要を説明申し上げます。

これまでの財政運営によって培われた佐久市の健全財政という安定した基盤と、合併特例によります財政支援措置を受けられるという、優位性を有効に活用いたしまして、佐久市の更なる発展の礎となる都市基盤整備の着実な進展と、新しい佐久らしさを追求した施策を展開するための予算(案)となりました。

しかしながら、地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にありますので、合併特例期間の終了後も見据え、引き続き、健全で効率的な財政運営に、努めてまいりたいと考えております。

.....

続きまして、「佐久市における新しい保健活動のスタート」について、申し上げます。

パワーポイントにより説明いたしますので、スクリーンをご覧ください。

なお、資料3-2として、お手元に同様の資料をお配りしてございます。

#### <スライド>

新しい保健につきましては、佐久市が「世界最高健康都市の構築」を目指す中で、20年後も30年後も世界に誇れる健康長寿都市であり続けるため、現状にある課題を見直し、新しい視点に立って保健活動を展開しようとするものであります。

#### <スライド>

ご案内のとおり、佐久市は、昨年7月に、国が示した「市町村別生命表」において、平均寿命の全国順位が、男性15位、女性19位、また、長野県内においては、男性が8位、女性は1位となりました。

## <スライド>

加えて、後期高齢者の医療費も、平成23年度のデータでは、全国平均が91万8千円のところ、佐久市におきましては、73万7千円と、およそ18万円もの差があり、全国でもトップクラスの健康長寿の自治体として、多くの皆さまから注目をいただいております。

## <スライド>

こうした状況に至るには、医療関係者及び保健補導員に代表される市民、そして行政が協働で進めてきた

「地域医療」の取り組みや「減塩活動」などによる

「保健予防活動」の成果の現れであるものと捉えております。

一方で、超高齢社会の到来、少子化・核家族化の進展など、社会構造が変化し、また、食生活をはじめ、生活習慣そのものが多様化する中で、「国保のレセプト点検を含めた地区診断」の結果などを見ますと、佐久市が引き続き全国トップクラスの健康長寿の都市としてあり続けるためには、解消すべきいくつかの課題も見えてきたところであります。

### <スライド>

具体的には、まず、一つ目が、「塩分の摂取量が、基準値を上回っていること。」

### <スライド>

二つ目が「生活習慣病の予備軍として、40代以降の男性の血糖値の割合が高まっていること。」

### <スライド>

三つ目が、「生活習慣の改善が必要な子供たちが、増加傾向にあること。」などであります。

### <スライド>

この地区診断の他に、佐久市において、国立がん研究センターによる「次世代多目的コホート研究」や、岡山大学による「ソーシャルキャピタルに関する研究」など、健康に関する非常に貴重な調査・研究が行われております。

この研究結果にも、佐久市が将来も引き続き健康長寿都市としてあり続けるための、重要なヒントがあるものと考えたところでもあります。

## <スライド>

このような研究成果を重要なエビデンスと捉え、こうした研究成果を基にして、昨年7月、識見者からなる「佐久市新しい保健推進検討委員会」を組織し、新しい視点での保健予防活動について、その方向性や手法などを研究いただき、その結果を9項目にまとめ、ご提言いただいたところであります。

## <スライド>

こちらがその9項目の提言であります。

この提言を踏まえ、さらに、これまでの佐久市の実績を踏まえ、新しい視点による保健活動の事業化を検討してまいりました。

その検討結果をまとめたものが、お手元にお配りした資料3-1でございますが、引き続きスライドにて、主な事業内容について説明をさせていただきます。

## <スライド>

始めに、新しい保健活動における「目標」でございますが、「市民が生涯を通して豊かな心と健やかな身体を育て

るための行動がとれ、20年後、30年後も、世界に誇れる健康長寿都市としてあり続ける」ことでもあります。

そして、事業を展開していくための「手法」でございますが、「予防活動」を最重要テーマとし、新しい視点で保健を展開し、市民の健康生活をサポートしていくことを考えております。

また、そのために、全ての世代の市民を対象に、「ポピュレーションアプローチ」と、「ハイリスクアプローチ」による保健をバランスよく提供することが必要と考えております。

なお、ここで言う「ポピュレーションアプローチ」とは、集団全体に対して働きかける方法や環境整備を、また、「ハイリスクアプローチ」とは、リスクの高い個人に対して危険度を下げるよう働きかけをして、病気を予防する方法を指しております。

### <スライド>

それでは、具体的な事業展開につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、ライフステージごとに展開する事業を、これから

申し上げる4つのカテゴリーに分け整理をしております。

第1に「母子保健」、第2に「生活習慣病対策」、  
第3に「安全安心の確保」、第4に「普及啓発」でございます。

これは、お手元の資料3-1「体系図」の左側に、縦に表記してございます。

4つのカテゴリーの中には、それぞれ、視点を設けてあります。

### <スライド>

最初に「1 母子保健」でございます。

ここでの視点は、「① 安心して子供を産み育てられる環境を整備する。」であります。

事業として、不妊に悩む夫婦への経済的・心理的支援として実施しています「コウノトリ支援事業」に「不育症治療に対する支援」を新たに加えるとともに、補助上限額を8万円から30万円とし、支援内容を充実するというものであります。

申請者は、開設した平成20年度より、年々増えており、平成24年度においては、申請が75組、

うち出生は17組、現在、妊娠中で3月出産予定の方が1組となっております。

また、国は、不妊治療に対する助成に、年齢制限を設ける方針を示しております。

一方、佐久市では平成24年度に、43歳以上の方の申請が10組、うち5組の出生があったことから、不妊治療等に臨む夫婦に対し、公平に支援することが必要と考え、年齢制限は設けておりません。

#### <スライド>

次に、「2 生活習慣病対策」でございます。

ここでの視点は「② 減塩を中心とした食育を全ての世代を対象に推進」であります。

#### <スライド>

次世代多目的コホート研究によりますと、佐久市民の塩分摂取量が基準値に比べ多い状況にあり、このことは、近年、食生活スタイルが変化する中、従来から塩分が多いと言われている漬物や、調味料などよりも、「加工食品」「外食」からの塩分摂取割合が増えていることが一つの要因とされています。従って、乳幼児期からの減塩指導も

必要であると考えたところです。

こうしたことから、塩分に対する正しい理解や知識の習得を視点においた減塩対策を進めるため、「食育応援隊の育成」「小中学校へのぴんころ食普及」などにより、「妊娠・出生期から青年期をターゲットにした食育教育」を推進してまいります。

#### <スライド>

「③ 働き盛り世代の健康活動支援」であります。

具体的な事業としては、「35歳から39歳の健診料金の引き下げ」を実施します。このことにより、健診を受けやすい環境が整い、健康意識が高まるものと期待するものであります。

#### <スライド>

これは、国保のレセプト状況を分析した結果として、年齢階層別の医療費に占める生活習慣病の割合が、35歳から39歳までの年齢で、男女とも上昇傾向となっており、

#### <スライド>

国保全体でも50%と、生活習慣病が医療費の増加要因となっております。

### <スライド>

健診料金の引き下げは、若い世代から生活習慣病への意識を向上させることを目的として実施するものです。

### <スライド>

「④ 学童・思春期世代への健康アプローチの強化」であります。

### <スライド>

佐久市が児童生徒に実施した学校血液検査における総コレステロールの有所見者の割合が、ここ10年で小学生が5.9ポイント増加し14.3パーセント、中学生が4.9ポイント増加し10.3パーセントと、大幅に増加しております。

この世代から生活習慣病に対する予防の知識を身につけていただくため、血液検査に血糖の値を新たに加え、コレステロールや血糖の値が高い児童生徒への健康相談を実施してまいります。

## <スライド>

また、ポピュレーションアプローチといたしまして、全児童生徒に生活習慣を見直していただくための、自己生活記録を実施していきます。

さらに、運動習慣意識の向上を図るため、小学生には健康運動指導士をはじめとするインストラクターによる「<sup>あるく</sup>歩」教室、中学生には佐久長聖高等学校駅伝部による「<sup>はしる</sup>走」教室を行ってまいります。

## <スライド>

そして、「⑤ 運動等による健康増進と重症化予防」であります。

具体的事業の一つとして、「慢性腎臓病予防」に取り組んでまいります。

我が国における腎疾患患者は年々増加傾向にあり、国民の死因の第8位を占め、平成24年末には約30万人が透析療法を受けるなど、国民の健康に重大な影響を及ぼしている現状があります。

佐久市においても、糖尿病や高血圧等の生活習慣病に起

因する腎機能異常の重症化を防止し、慢性腎不全による透析導入への進行を阻止、新規透析導入患者を減少させることが重要であり予防活動を実施していく必要があります。

こうしたことから、「<sup>イー ジーエフアール ち</sup>e-GFR 値」(<sup>すいさん し きゅうたいろかりょう</sup>推算糸球体濾過量)を健診結果報告書に記載いたします。

これは、腎臓がどのくらい機能しているかを、簡単かつ正確に推定し評価できる数値です。この数値が90以上であれば正常ですが、60未満になると、腎機能低下が疑われます。このように可視化することで、自分の身体の健康状態を知ることができます。

さらに、検査結果に基づき、慢性腎臓病対象者・予備軍また、一般に向けた講座等をそれぞれ開催し、重症化予防を推進してまいります。これもハイリスクアプローチになります。

### <スライド>

続きまして、「3 安全・安心の確保」のうち、  
「⑥ 予防接種の拡充による子育ての安心確保」であります。  
妊娠初期に、風しんウィルスに感染しますと、  
「先天性風しん症候群」が発症することがあります。

この発症を予防するために、出産を予定している方及びパートナーを対象とした、風しん予防接種を実施してまいります。

#### <スライド>

次に「⑦ 住み心地のよい地域とするための心の相談機能の強化・拡充」であります。

具体的には、「心のほっとライン佐久」のフリーダイヤル化を行います。

現在、自殺対策の一環として専用電話で、「心といのちの支援相談員」が電話相談を実施しておりますが、相談者が通話料金を気にせず気軽に相談できるよう環境を整えます。これについても、ハイリスクアプローチの一つであります。

#### <スライド>

次に、「⑧ 高齢化を踏まえた新たな視点での医療体制へ転換」であります。

佐久市ではこれまで、「浅間総合病院の開設・運営」、「佐久医療センター建設への支援」、「過疎地域の医療を担う川西赤十字病院の運営支援」、さらに「急病診療セン

ター事業を始めとする初期救急医療の確保」など、  
初期救急から3次救急医療までの安定供給による  
「地域完結型医療体制の構築」を進めてまいりました。

こうした中で、今後は、近い将来確実に迎える「超高齢社会」を踏まえた新しい視点での医療体制の構築を進めてまいります。

具体的には、「急性期医療」から「在宅医療」までスムーズに移行できる医療環境を整備することとし、

「市立病院における医療の安定供給」「急性期以降の患者の療養環境の整備」「在宅復帰を促すためのリハビリ機能の強化」さらに「在宅医療を確立するための看取り体制の充実」など、必要な施策を、平成26年度中に順次、整えてまいります。

#### <スライド>

最後は、「4 普及啓発」でございます。

ここでの視点は「⑨ 保健補導員を活用した健康地域力の強化」であります。

佐久市ではこれまで、壮年期の市民を中心に保健補導員による、保健予防活動が展開され、その結果として、

現在の健康長寿都市があるものと、理解をしております。

今後は、さらに若い世代に対しても保健補導員のアプローチを強化し、地域における人々の信頼関係の構築を高めるという「ソーシャルキャピタル」の醸成を進め、佐久市全域において健康地域力を高めてまいります。

### <スライド>

以上でございますが、最後に新しい保健とはどのようなものであるかについて、市の考えをまとめとして申し上げます。

これまでの保健活動は、壮年期以降を対象としたものが中心でありました。

これからは、若い世代にも大きなウエイトをおき、活動の対象としていくことで、すべての世代の市民の健康意識を高め、未来に続く健康長寿都市を構築しようとするものです。

来年度以降につきましても、必要となる事業を模索し、適宜事業展開を図ってまいりたいと考えております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

続きまして、「交流人口の創出」について、3点申し上げます。

1点目でございますが、**資料4**をご覧ください。

「平成27年春の北陸新幹線金沢延伸に向けた取り組み」について申し上げます。

最初に「あさまでビューン！！パークアンドライド事業」であります。

これは、「佐久平駅周辺に駐車場が多い」、「東京まで70分で通勤・通学が可能である」、「停車本数が多い」という利便性の高さを生かし、中南信地域の特に企業等の皆様にも佐久平駅をご利用いただけるよう施策化を図ったものでございます。

具体的には、佐久市振興公社と共同で、手始めに月極め駐車場10台分を用意し、ひと月当たり9千円の駐車料金を、市および振興公社でそれぞれ3分の1を負担し、本人負担を3千円として提供しようとするものであります。

この事業につきましては、平成26年5月からの運用開始を予定しております。

併せて、佐久平駅を県内観光バスの発着拠点としてご利用いただけるよう、90万円をかけて浅間口ロータリー内

に大型バス専用の駐車スペースを整備いたします。

このほか、新規事業の「移住促進サポートプラン（佐久市移住促進住宅取得費等補助金）」の中では、佐久市移住により新幹線通勤が必要となる方に対し、年間30万円を限度として、一定期間、定期券の購入費を補助してまいります。

なお、この事業に関しては、3点目で詳細を説明いたします。

同じく新規事業となりますが、「ふるさと納税特産品等モニター事業」の中で、高額寄附者を対象に、新幹線を利用した市内宿泊モニター制度を創設し、新幹線佐久平駅利用促進の視点を組み入れた、仕組みづくりを当初予算で盛り込んだところであります。

なお、この事業に関しては、2点目で詳細を説明いたします。

さらに、小学生の長野県庁等社会科見学に際して、公共交通機関を利用する際のルールやマナーを身に付けられるよう、あるいは、移動時間を短縮することにより見学の時間が十分に確保でき、見学個所を増やすこともできるよう、新幹線を利用する時とバスのみの時の差額分、237万円を当初予算に盛り込んでおります。

今後も、多くの企業や人々に「選ばれる地域」となるよう、その重要な要件の一つとして、佐久平駅停車本数の確保を目指した、乗降客増加のための仕組みづくりを検討してまいります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に、**資料5**をご覧ください。

**「ふるさと納税特産品等モニター事業」**について、申し上げます。

本市では、平成20年度からふるさと納税制度を実施してまいりましたが、今回、交流人口の創出と地域経済の活性化の視点で見直し、新年度から、新たに特産品等のモニター制度を付加し、もって佐久市への関心を高めるとともにふるさと納税の促進を図ろうとするものであります。

実施内容といたしましては、佐久市のPR及び市場調査の一環として、納税いただいた皆さんに対し市で生産・製造された商品等をお送りし、その評価結果を販売・生産者等に還元することで新たな商品開発や販路拡大につなげていこうとするものであります。

また、高額寄附者の皆さんには、先ほどの佐久平駅利用促進策でも申し上げましたとおり、新幹線で佐久市にお越しいただき、さらに「佐久」を知っていただくことで、  
口<sup>くち</sup>コミによる佐久市のPRや継続したふるさと納税の促進を図ってまいります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次に、資料6-1をご覧ください。

交流人口の創出に向けた「佐久市移住促進プラン 2014」についてご説明申し上げます。

お手元の資料の左上、星印の1をご覧ください。

佐久市では、「交流人口の創出」を重点施策として掲げ、佐久市への移住・定住の促進に向けた事業を推進しております。

昨年11月には、市内10団体が連携・協力する中で「信州佐久田舎暮らし支援センター」を設立し、移住希望者等へのワンストップ相談サービスを実施するなど、

移住促進事業を進めているところであります。

また、「佐久市空き家バンク事業」は物件成約数で全国1位となるなど、移住促進の中心事業として成果を上げているところでもありますが、今後も空き家物件の掘り起こしを進め、対象物件の充実に努めてまいります。

次に、星印の2をご覧ください。

JR東日本・長野県・佐久市の連携による移住促進に向けた取り組みであります。

JR東日本の全国初の取り組みとして「大人の休日倶楽部会員」（首都圏の会員55万人）を対象に「移住お試しツアー」や「移住セミナー」を実施いたしまして、すでに2世帯が空き家バンクを利用し、移住されております。

来年度は2年目の取り組みとなりますが、新幹線の割引等を含め、より具体的な成果が出るよう、今年度に引き続き移住促進を図ってまいります。

次に、現在整備を進めております「移住体験住宅」の利用開始について申し上げます。

資料の右上、星印の3をご覧ください。

佐久市での暮らし体験の中で、全国トップクラスの日照時間の長さや、清らかな水、澄んだ空気などに恵まれた自然

環境を実感していただくため、佐久市への移住希望者を対象に4月からの利用を予定しているところでもあります。

利用料は「無料」で、なるべく多くの方々に体験してもらうため、利用期間は2週間を限度とし、家電製品等滞在に必要な備品や設備を備えることとしております。

また、希望者には農作業体験や空き家バンクの物件案内も行うこととしております。

最後に、星印の4になりますが、新年度より創設を予定しております「移住促進サポートプラン」（佐久市移住促進住宅取得費等補助金）についてご説明申し上げます。

スクリーンをご覧ください。

同様のイメージ図を資料6-2として、お手元にお配りしてございますので、併せてご覧ください。

この事業は、本市への更なる移住・定住を促進する施策として、佐久地域外から佐久市へ移住する方を対象に、住宅取得費や改修、また首都圏等へ通勤する方の負担軽減のため、補助金を交付しようとするものであります。

制度の概要を申し上げますと、対象は、佐久広域市町村以外の地域から佐久市へ移住される方のうち、住宅を新しく建てられる方、あるいは中古住宅を購入される方を対象と

しております。

住宅を新築される場合、又は新築住宅を購入される場合に事業費の2分の1以内として50万円、中古住宅を購入される場合に同じく2分の1以内で20万円をそれぞれ限度額として交付いたします。

これが、言わば基本部分となりまして、中古住宅を空き家バンクで購入した場合に10万円、中古住宅を取得後に改修した場合に10万円を限度に加算いたします。

また、子育て世代の移住支援といたしまして、同居者に扶養する中学生以下の子どもがいる場合には、10万円を加算いたします。

さらに、移住後の新幹線通勤に係る負担を軽減するため、新幹線の利用に係る通勤手当額を控除した金額の2分の1を年間一人当たり30万円を限度に3年間、合計で90万円を補助しようとするものであります。

この補助制度により交付される金額をケースでお示いたしますと、住宅の新築又は新築住宅の購入をして、同居の扶養する中学生以下の子どもがいる場合で、新幹線通勤定期券購入補助金を一人満額の交付を受けたときは150万円となります。

また、空き家バンクの中古住宅を購入して、同居の扶養する中学生以下の子どもがいる場合で、住宅の改修を行い、新幹線定期券購入補助金を一人満額の交付を受けたときは140万円となります。

なお、この補助制度は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間に限っての制度としております。

この補助制度が、佐久市への移住のインセンティブとなり、一層の移住促進が図れればと考えております。

これらの移住・定住促進事業の取り組みによりまして、交流人口の創出を図り、移住・定住人口の増加による、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

続きまして、資料7をご覧ください。

**「住民票や戸籍謄抄本等の交付に係る本人通知制度及び本人告知制度の実施」**について、申し上げます。

昨年、住民票や戸籍の不正取得などをはじめとする大規模

な個人情報の不正取得事件が明らかになり、大きな社会問題になったところでもあります。

こうしたことから、個人情報の保護と、個人の権利や人権の侵害の抑止又は防止を図ることなどを目的としまして、本年4月から「本人通知制度」と「本人告知制度」の実施を決定いたしました。

佐久市における「本人通知制度」は、全市民を対象としまして、ご本人からの委任状により、代理人に対して住民票や戸籍謄抄本などを交付した場合に、市からご本人あてにその交付事実を通知するものであります。

また、この本人通知制度に併せて、国や県の機関からの通知などにより、住民票等が不正取得されたことが明らかになった場合に、不正取得された事実をご本人等に告知する「本人告知制度」も併せて実施してまいります。

この制度により、市から交付事実や不正取得の通知があり、不安を感じられた場合には、関係部署などと連携を図りながら、市民の皆様からの相談に応じてまいります。

私どもが確認できる範囲では、現在、県内では「本人通知制度」を5市1村で実施しているようでございますが、「本人告知制度」の実施は、本市が県内で初めてであり、

全国的にも、全市民を対象とした本人通知と本人告知を併せて実施するのは、初めての試みではないかと考えております。

この2つの制度により、市民の皆様にとりまして、より安全で安心な住みよいまちづくりにつながるものと確信しております。

・・・・・・・・・・・・・・・・

私からの説明は以上です。